

2024年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、2024年で45年目を迎えます。この間、子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策が実施・拡充されました。多大なご尽力をいただき感謝いたします。

しかしながら、コロナ禍で打撃を受けた住民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援の打ち切りや貸付の返済等により負担が増えています。加えて、国保・介護・後期高齢者の保険料大幅引き上げ、後期高齢者の医療費負担の2倍化や介護保険利用料の見直しと給付の縮小、年金実質給付額が12年間で7.8%下がるなど国民の負担が深刻になっています。

また、介護保険の「訪問介護」の報酬引き下げは、訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなどもあり、関係者からは緊急に再改定を求める声が強まっています。さらに、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場での混乱や負担も大変です。

つきましては、国の制度縮小と国民負担増の影響や自治体からのご要望についても率直な意見交換を期待しております。そして、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先にし、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

① 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

回答:情報システム標準化移行に伴い町独自施策を廃止することはなく、継続して取り組みます。

② 住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

回答:高齢人口が多い等、当町のDX推進において配慮すべき事項は多様であると認識しているため、デジタルデバインド対策を十分に考慮します。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

[広域連合]

→ 第9期事業計画期間においては、国標準12段階を15段階に多段階化し、応能負担を行っています。介護保険制度は、行政と、40歳以上の国民が皆で助ける制度であるため、収入や所得に応じた応能負担が必要となります。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

[広域連合]

→ 応能負担の考え方や介護保険制度の財源への影響等を鑑みて慎重に検討する必要があります。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

[広域連合]

→ 社会情勢等を鑑みて、慎重に検討する必要があります。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

[広域連合]

→ 介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

[広域連合]

→ 現時点では、広域連合独自の補助制度の創設は予定しておりません。

(2)介護保険サービス

- ★①介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。

[広域連合]

→ 現時点では、広域連合による財政支援は予定しておりません。

- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

[広域連合]

→ 利用者の状態と生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方に対し、当該サービスを提供しています。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

[広域連合]

→ 介護保険制度で定める手続きに従い、適切に対応しています。

★(3)基盤整備

- ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

[広域連合]

→ 施設サービス等の整備については、第9期事業計画に基づいて、適時・適切に進めていきます。

- ②要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

[広域連合]

→ ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

[広域連合]

→ 現時点では、広域連合独自の介護職員処遇改善の施策は予定しておりません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

[広域連合]

→ 現時点では、広域連合として、一人夜勤の禁止や財政支援の実施は予定しておりません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

[広域連合]

→ 介護保険法に基づき、適切な人員配置等を行うよう指導しております。

(5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

＜市町村＞ 現在、町では聴力の衰えた方に優しい町づくりを進め、町の活力を維持することを目的に「耳の聴こえサポート事業」として普及啓発・早期発見・フォロー・分析を一体的に行うことを進めています。その中で地域の集いの場を活用し、聴力チェックを行う取り組みを進めています。

また、耳の聴こえをサポートするヒアリングサポーターを養成していますが、その中では、聴こえ方により補聴器が万全ではないとの課題も出ていることから、補助制度については補聴器だけの補助ではなくその方に必要な補助機器を対象にするなどの検討も含め制度の導入を検討していきたいと考えています。

- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。

＜市町村＞ 認知症カフェについては、1回3,000円の補助をしているほか、地域包括支援センターが運営に関する相談等の支援をしています。介護予防事業は、地域の集いの場の開催のほか、水中運動教室・身にデイサービス・認知症予防教室・運動機能向上教室・認知うつ予防教室・保健師や地域包括等の各種出前講座の開催など力を入れています。

- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。

<市町村> 福祉タクシーの利用対象者を要支援認定者に拡充しています。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

<市町村> R5.3月策定の「第2期東栄町地域包括ケア推進計画」の中で認知症対策を策定しています。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

<市町村> 今後の課題の一つとして検討していきたいと思えます。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

<市町村> 今年度プラチナ長寿健診を実施します。各地区の集いの場を活用し、NSGG=FAT を用いて認知症発症リスクを早期に発見するためのスクリーニングを行うとともに、VRを利用した認知症の普及啓発、コグニサイズの実施による介護予防活動の推進に取り組みます。

★(7) 障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。

<市町村> 要介護認定を受け、要介護認定に係る資料に記載されている障害高齢者の日常生活自立度がランク A 以上の方、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

<市町村> 上記の対象者方に自動送付しています。

2. 国保の改善

★(1) 保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答: 令和5年度についても前年度の料率を据え置いている。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

回答: 国の制度に準じているため、検討していない。

★(2) 保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答: 国の財政支援の基準に準じているため、検討していない。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

回答: 国の財政支援の基準に準じているため、検討していない。

③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

回答: 国の財政支援の基準に準じているため、検討していない。

★(3) 保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を

行わないでください。

回答:そのような制裁措置は行っていません。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回答:滞納者の生活実態把握に努めている。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回答:滞納者の生活実態把握に努めている。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回答:国の制度に準じているため、検討していない。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回答:国の制度に準じているため、検討していない。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

回答:令和4年1月から70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給手続の簡素化を実施している。

★(7)資格確認書の発行

①保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。

回答:マイナ保険証をお持ちでない被保険者には、自動的に発行する予定。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

回答:県等から配布されるポスター等を掲示することで周知に努めます。

★②相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

回答:県福祉事務所が所管しています。生活保護法に基づき、県福祉事務所と連携を図り適正な対応に努めます。

★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

③ 住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

④ エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

★⑦ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

回答:県福祉事務所が所管しています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

回答:直営で行っています。

②相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。

回答:専門職の確保は困難です。適切に対応していきます。

③低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。

回答:創設の予定はありません。

4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回答:変更の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答:18歳年度末(高校生)まで拡充しています。入院時食事療養費の助成は高校生のみ実施しています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回答:精神障害者医療費助成の対象は全疾患としています。自立支援医療(精神通院)

対象者を精神障害者医療費助成の対象としています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回答:拡大の予定はありません。

- ⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回答:創設の予定はありません。

5. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回答:町では、中学生を対象に公営塾を夏休みや放課後に開設しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。

回答:適切に対応していきます。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

回答:就学援助制度の対象を認定するにあたり、生活保護の基準を一律に認定基準とすることはしていませんが、経済的な事情のある方に対する認定については、生活保護の基準額の1.3倍以下であることをひとつの目安としています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

回答:費用負担を確認し、検討します。

- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回答:基本申請は4月末までの提出期限としていますが、5月以降の申請であっても申請月から支給される旨の周知をしています。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

回答:保護者の経済的負担軽減のため、令和3年4月から給食費の半額を基本に助成しています。令和5年度の3学期からは、保護者負担分についても交付金を財源に助成しており実質無料となっています。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回答:給食費は徴収していません。

★(4)保育施策の抜本的拡充

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図

ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

回答：配置基準の独自の見直しは検討していません。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。

回答：認可保育所は公設の1園のみで、民間移管は考えておりません。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回答：適切に対応していきます。

④育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

6. 障害者・児施策

★①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

回答：増額の予定はありません。

②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

回答：町単体での設置は難しく、近隣市町村と連携しながら、安心して生活できる環境づくりを目指しています。

★③暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。

回答：相談支援員の計画に基づき、必要とするサービスの提供を目指しています。

④障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回答：適切に対応していきます。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回答：法令等に準じて適正に対応していきます。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種につ

いて、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

実施済: 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン2回、子どものインフルエンザ

一部助成実施済: 帯状疱疹ワクチン

検討中: 定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答: 変更予定ありません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

回答: 令和3年4月より実施中。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

回答: 妊婦は実施中。産婦の実施は検討中。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

回答: 変更予定ありません。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回答: 無床診療所であることから、後方支援病院の新城市民病院と病床確保協定を締結しています。

②自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。

回答: 町内には病院はありませんが、診療所では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療機関に関する法律38条第2項の規定に基づく第二種協定指定医療機関として指定され対応しております。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

回答: 東栄町医療介護職等修学資金貸与制度、北設楽郡看護師就職助成金

④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回答: 増員予定はありません

⑤避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。

回答: 福祉避難所設置済

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑦障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑧医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

2. 愛知県に対する意見書

- (1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- (2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。
- (3)学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- (4)地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。
- (5)地域医療介護総合確保基金について
 - ①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。
 - ②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上